様式第11号（第11条関係）

|  |
| --- |
| 浄化槽施設譲渡決定通知書年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　出雲市長　　　　　　　　　　　印　　　　年　月　日付けで申請のあった浄化槽施設の譲渡について、出雲市浄化槽施設の設置及び管理に関する条例施行規則第11条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。 |
| 　 | 決定の内容 | □　可　　　　　□　否 | 　 |
| 設置場所 | 出雲市　　　　　　　町 |
| 使用者 | 住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 氏名 |
| 浄化槽の種類 | 1. 浄化槽法に基づく型式認定浄化槽

（名称　　　　　　　　　　認定番号　　　　　　　　　）1. その他
 |
| 人槽 | 　　　　　　　　　　　人槽 |
| 受理しないときはその理由 |  |
| 維持管理開始期日 | 年　　　月　　　日 |
| その他必要な事項 |  |
| １　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |